

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障推進法及び J B I C 法改正案をめぐる国会 論議
著者 / 所属	岡田 智明 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	3-18
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

経済安全保障推進法及びJBIC法改正案をめぐる国会論議

岡田 智明

(内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 本改正案の成立に至る経緯及び概要
3. 主な国会論議
4. おわりに

1. はじめに

第221回国会に内閣から提出された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」（閣法第30号。以下「本改正案」という。）は、令和8年6月10日の参議院本会議で可決、成立した。本稿は、本改正案の成立に至る経緯、概要及び国会における主な議論を紹介するものである¹。

2. 本改正案の成立に至る経緯及び概要

（1）成立に至る経緯

令和4年5月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）が成立し、同法に基づき、①重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の開発支援、④特許出願の非公開に関する4つの制度が創設された。

同法では、施行後3年を目途とした検討条項が設けられており、当該規定を踏まえ、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて早急に検討する

¹ なお、本改正案の提出までの経緯及び内容の詳細は、柿沼重志・泉水健宏「経済安全保障の更なる推進に向けた法改正－経済安全保障推進法及びJBIC法の一部改正案－」（『立法と調査』No. 483（令8. 4. 30）〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/2026pdf/20260430003.pdf〉（以下、URLはすべて令和8年9月1日最終アクセス。））で示されており、本稿では国会における主な議論を中心に示すこととする。

とされた。11月7日に開催された経済安全保障推進会議（議長：内閣総理大臣）では、高市内閣総理大臣から、国際情勢の変化等を踏まえ、経済安全保障推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう発言があり、経済安全保障法制に関する有識者会議（座長：青木節子千葉工業大学審議役・特別教授）（以下「有識者会議」という。）において議論が行われた結果、令和8年1月30日、「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。提言では、（ア）サプライチェーンの強靱化、（イ）基幹インフラ役務の安定提供、（ウ）海外事業の展開支援、（エ）特定重要技術の研究開発等、（オ）総合的な経済安全保障シンクタンク、（カ）官民協議会、（キ）データセキュリティについて、法改正に向けた基本的な考え方や措置の方向性等が示され、提言等を踏まえ、政府は本改正案を3月19日に閣議決定し、国会（衆議院）に提出した²。

衆議院においては、4月28日の本会議で趣旨説明・質疑が行われた後、内閣委員会に付託された。内閣委員会では、対政府質疑、参考人質疑及び経済産業委員会との連合審査会を行い、質疑を終局した後、自民、中道、維新、国民、参政、みらいの共同提案による修正案³が提出され、修正議決すべきものと決定した。なお、委員会においては、7項目から成る附帯決議が付された（以下「衆議院附帯決議」という。）⁴。5月19日の衆議院本会議において、委員会決定のとおり議決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月27日の本会議において趣旨説明・質疑が行われ、内閣委員会に付託された。内閣委員会では、対政府質疑及び参考人質疑を経て、6月9日に採決が行われた。なお、委員会においては、12項目から成る附帯決議が付された（以下「参議院附帯決議」という。）⁵。翌10日の本会議において賛成多数をもって可決、成立した。

その後、本法律は6月17日に公布されており、公布の日から起算して1月後から1年6月以内に段階的に施行される。

（２）本改正案の概要

本改正案では、１．重要な物資の安定的な供給の確保、２．基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、３．先端的な重要技術の開発支援、４．重要な海外事業の促進、５．総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会について改正を行うこととしている（図表１）。

² なお、提言で示された課題のうち、（キ）データセキュリティについては本改正案に盛り込まれず、検討課題とされた。

³ 政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討条項を追加する修正案が提出された（３．（１）ウに後述）。

⁴ 衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikakuE3E41D4175EFDCD149258DFC001F8BF1.htm>

⁵ 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/221/f063_060902.pdf>

図表 1 本改正案の概要

1. 重要な物資の安定的な供給の確保 重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」として指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援。 ①重要な物資の供給に不可欠な役務に対する支援 重要な物資について、その供給に不可欠な役務に外部依存性・供給途絶蓋然性等がある場合、特定重要物資として指定・支援する仕組みを整備。 ②安定供給確保に向けた努力義務・協力要請 安定供給確保に向けた相互連携・協力の努力義務、支障が生ずるおそれがある場合の協力要請等を規定。
2. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保 重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査する制度。 ①医療分野の追加 基幹インフラ制度の対象事業に、医療分野（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DX関連業務及び一定の病院が行う医業等）を追加。 ②制度の運用改善 事業者指定直後から届出可能とする等、事業者等からの意見を踏まえた運用改善を措置。
3. 先端的な重要技術の開発支援 研究開発等の伴走支援を行う指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大。
4. 重要な海外事業の促進（新設） 経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設することとし、国際協力銀行法の目的規定に経済安全保障に係る新項を追加するとともに、国際協力銀行に新勘定を設け、同勘定から劣後出資等を供与することで民間資金の動員を図る仕組み等を創設。
5. 総合的な経済安全保障シンクタンク・官民協議会（新設） ①総合的な経済安全保障シンクタンク 内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所に追加。 ②官民協議会 官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設。

（出所）内閣府ウェブサイト

3. 主な国会論議⁶

（１）中東情勢やＡＩの高度化等の現下の情勢を踏まえた対応

ア 中東情勢を受けたナフサ等の供給確保をめぐる対応

令和８年２月２８日に開始された米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃を受け、ホルムズ海峡が封鎖され、令和７年時点で原油の９３％をホルムズ海峡経由で輸入する我が国においては、ナフサなどの石油製品や石油由来の様々な物資の供給や価格に影響が生じることとなった^７。本改正案の議論では、ナフサ等の重要な物資の安定供給確保をめぐる政府の対応について多くの質疑が行われた。

まず、原油や石油製品等の重要物資の安定確保の現況について、赤澤中東情勢に伴う

⁶ 以下、会議録の引用部分については、発言の趣旨が変わらない範囲で要約や字句修正を施している。

⁷ 政府は、３月２４日以降、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議（議長：内閣官房長官）を開催しており、３月３０日には、赤澤経済産業大臣に中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣を兼務させる発令を行っている。

重要物資安定確保担当大臣は、「各国からの代替調達や石油備蓄の放出を通じて、原油、石油製品については日本全体として必要な量は確保できており、年を越えて石油の供給を確保できるめどがついている。一方で、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることから分野横断でサプライチェーンの情報を集約し、これらを解消して、供給を順次確保してきている」と答弁した⁸。また、これまで経済安全保障推進法に基づく特定重要物資⁹に石油やナフサを指定してこなかったことの評価や理由を問われ、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）は、「経済安全保障推進法では、外部への依存性、供給途絶等の蓋然性、本法で措置を講ずる必要性といった要件¹⁰を満たす物資を特定重要物資として指定している。石油については、石油備蓄法¹¹に基づき安定供給確保に向けた取組が進められており、現状においては、特定重要物資の要件を満たしていない」と答弁し¹²、経済産業省は、ナフサについて「中間段階の化学製品も含め、民間による在庫備蓄があること、状況によって供給源を多様化することができる可能性があることから特定重要物資には指定してこなかった」と答弁した¹³。

今後の対応について、小野田大臣は、「ナフサや関連物品等については、今般の中東情勢に限らず、国際情勢が急速に厳しさを増す中で先を見越した物資の安定供給を確保していくことも重要であることから、関係省庁とも連携の上で、サプライチェーン上のリスクを広く点検し、仮に特定重要物資への指定が必要となれば、関係省庁とも連携し、対応していきたい」とした¹⁴。また、「昨今複雑化する様々な国際情勢等に鑑みれば、適切な情報提供、情報共有を含む官民連携を確保することや、エネルギー資源や重要物資の安定供給確保を図る上で、供給源の多角化に加え、川上、川中、川下の各段階の物資を個別に捉えるのではなく、一連のサプライチェーン上のリスクを把握した上で適切な措置を講ずることは経済安全保障上重要である。こうした点も踏まえつつ、引き続き、関係省庁や民間事業者等と緊密に連携し、経済安全保障の確保を一層図っていきたい」とした¹⁵。

なお、この点について、参議院附帯決議では、「中東情勢によるナフサ不足等の事態にも対応できるよう、官民協議会の機動的かつ積極的な活用を始めとした官民連携や供給源の多角化等のリスク分散に取り組むとともに、サプライチェーンのリスクに対し、よ

⁸ 第221回国会衆議院本会議録第16号17頁（令8.4.28）

⁹ 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度では、国民の生存に必要な不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資を「特定重要物資」として政令で指定し、その安定供給確保に取り組む民間事業者等を支援することとしており、抗菌性物質製剤等の16物資が指定されている。

¹⁰ 経済安全保障推進法第7条及び「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針」（安定供給確保基本指針。令和4年9月30日閣議決定、令和7年2月14日一部変更）では、特定重要物資は、①国民の生存に必要な不可欠又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している（重要性）、②外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある（外部への依存性）、③外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、④本制度による措置の必要性の4要件を全て満たす場合において、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定することとしている。

¹¹ 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）

¹² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号8頁（令8.5.28）

¹³ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号17頁（令8.5.28）

¹⁴ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号8頁（令8.5.28）

¹⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号7～8頁（令8.5.28）

り適切な措置を講ずることが可能となるような制度設計を速やかに検討すること。」とされた¹⁶。

イ AIの高度化を踏まえた対応

令和8年4月に米国アンソロピック社が発表した新型AIモデル「クロードミュトス」は、システムのぜい弱性を発見する能力が極めて高いとされ、サイバー攻撃への悪用の懸念を踏まえ、同社はクロードミュトスの一般への公開を中止した¹⁷。

本改正案の審査においても、AIを用いたサイバー攻撃に対して現行の法体系の下で基幹インフラの安定提供を維持できるか等について問われ、小野田大臣は、「高度化するAIによるサイバー攻撃に対応するためには、経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度¹⁸のみならず、政府全体で様々な施策を包括的かつ重層的に連携して対応を進めることが重要である。具体的には、基幹インフラ所管省庁において、各業法やガイドライン等に基づき事業者に対してサイバーセキュリティ対策を行うように定めているほか、基幹インフラ事業者には、サイバー対処能力強化法¹⁹に基づく取組が進められていくと承知している。その上で、経済安全保障推進法における取組としては、基幹インフラ制度の運用を通じて、サイバー攻撃等も含め、特定妨害行為のおそれの低減を図っている」と答弁した²⁰。

この点、参議院附帯決議では、「クロードミュトスを始めとした高度化するAIによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。」とされた²¹。

ウ 現下の情勢を踏まえ検討条項を修正する必要性

政府が提出した当初の法律案では、附則第7条において、施行後3年を目途として施行状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする検討条項が設けられていた。衆議院内閣委員会における議論で、中東情勢を受けたナフサ不足やクロードミュトスを始めとした高度化するAIによるサイバー攻撃の脅威などの情勢変化を踏まえ、当該規定とは別に検討条項を設け、速やかに検討を実施すべきではないかと質疑があった。これに対し、小野田大臣は、「我が国の

¹⁶ 参議院附帯決議項目2。なお、衆議院附帯決議項目2において類似の内容が付された。

¹⁷ 5月12日の閣僚懇談会において、高市総理は、松本サイバー安全保障担当大臣を中心に、AIが高度化する中におけるサイバーセキュリティの確保に向け、政府全体での対応を早急に具体化し、実施するよう指示した。また、金融庁では、4月24日に、片山内閣府特命担当大臣（金融）、植田日本銀行総裁のほか、3メガバンクの幹部等が出席する「AI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催し、5月14日に同会議の下で実務者レベルでの議論を深めることを目的とした作業部会を実施した。

¹⁸ 経済安全保障推進法では、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が指定した事業者（基幹インフラ事業者）における重要設備の導入・維持管理等の委託に係る事前審査等を規定しており、同法では対象事業として、電気、ガス、石油等の15分野を外縁として規定している。

¹⁹ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）

²⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

²¹ 参議院附帯決議項目3。なお、衆議院附帯決議項目3でも同旨の項目が付された。

経済安全保障をめぐる状況は刻々と変化していることは指摘のとおりであり、経済安全保障推進法についても附則第7条の規定にかかわらず、不断に見直しを行っていききたい」と答弁した²²。その後の審査を経て衆議院内閣委員会では、検討条項に関する修正が行われた²³。これに先立つ同委員会の質疑の中で、当該修正を踏まえ、どのような検討を行う考えか問われ、小野田大臣は、「現時点で具体的な検討内容について予断を持ってお答えすることは差し控えるが、必要な措置の在り方について速やかに検討を行っていききたい」と答弁した²⁴。

この点、参議院附帯決議では、「二（3.（1）ア参照）及び三（同イ参照）の検討に当たっては、附則第7条第1項に基づき迅速な検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。」とされた²⁵。

（2）重要な物資の安定的な供給の確保

ア 重要な物資等の供給に不可欠な役務の判断基準

本改正案では、重要な物資又はその原材料等の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるものについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれのある場合に、当該物資を特定重要物資として指定することができるとしてるところ、新たに支援対象となる重要な物資等の供給に不可欠な役務の判断基準について質疑があった。内閣府は、「まずはその役務にひも付く物資自体について、①重要性の要件を満たした上で、その役務が②外部への依存性と③供給途絶等の蓋然性を満たし、これに加え、④本法において措置を講ずる必要性の要件を満たすことを確認した上で特定重要物資の指定を行う仕組みとしている。不可欠役務の②外部への依存性と③供給途絶への蓋然性の要件については、これまでと同様に安定供給確保基本指針において具体的な適用の考え方を定めるなど、基準の客観性に配慮するとともに、ルールに基づく適用の客観性を担保することにより、引き続き適切に特定重要物資の指定を行っていききたい」と答弁した²⁶。

イ 支援対象として想定される役務の内容

対象となる役務の内容についても質疑があり、小野田大臣及び内閣府は、現時点での想定し得る例とした上で、提言で示された「海底ケーブルの敷設役務や人工衛星の打ち上げ役務」²⁷のほか、「耐腐食性と低温管理が求められるアンモニアや断熱性と圧力管理が求められるLNG等の特殊、専用の設備が必要な輸送」²⁸、「大型クレーンのような専用の設備が必要な修繕、保守」²⁹、「人工衛星の完成品試験や半導体製造装置の工場据付けなど、物資の供給前に極めて特殊な試験、検査や据付けや構成が必須であって、その

²² 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

²³ 脚注3参照。

²⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第12号（令8.5.15）

²⁵ 参議院附帯決議項目4。なお、衆議院附帯決議項目4でも同旨の項目が付された。

²⁶ 第221回国会参議院内閣委員会議録第11号16頁（令8.5.28）

²⁷ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

²⁸ 第221回国会参議院内閣委員会議録第12号11頁（令8.6.2）

²⁹ 第221回国会参議院内閣委員会議録第12号13頁（令8.6.2）

ために専用の設備や機材を要する場合の試験や検査、据付け、構成の役務」³⁰が該当する場合があるとした。

また、具体的な支援の内容について内閣府は、「個別の特定重要物資の供給不可欠役務の提供の事業を所管する大臣³¹の下で物資ごとに判断することになるが、例えば、供給不可欠役務の提供基盤となる施設や設備の整備、役務の提供に係る技術の開発や改良により、供給不可欠役務の提供能力を維持強化し、供給網の強靱化を図ることが挙げられる。具体的には、海底ケーブル敷設船の確保に加え、人工衛星打ち上げのための射場の整備など、役務の提供基盤となる施設や設備の整備等が考えられる」とした³²。

（３）基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

本改正案では、基幹インフラ制度の対象事業に医療分野を追加することとしているところ、基幹インフラ事業者として指定する病院について、上野厚生労働大臣は、「全国に88ある特定機能病院³³から選定することを念頭に、本改正案の施行から３年程度の期間に各都道府県につき少なくとも１病院を指定する方向で検討している」と答弁した³⁴。

質疑においては、基幹インフラ事業者指定された事業者は、重要設備の導入等を行う場合に事前審査を受けなければならない、新たな負担が生じることとなるため、特に経営基盤が弱い病院を指定するに当たっては、対象となる病院への支援の必要性が指摘された。この点について、小野田大臣は、「基幹インフラ制度は、既に各基幹インフラを規制する事業法において役務の安定提供の責務を負っている事業者に対する上乗せ規定であることから、経済安全保障推進法による基幹インフラ制度の対象として必要な措置を講ずることについて財政支援は実施していない。その上で、事業者にとって過度な負担にならないように規制対象は真に必要な範囲に限定するとともに、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を設けるため、段階的に対象病院を指定することを厚生労働省とも連携して検討している」、「また、実際の運用に当たっても、対象となった病院が円滑に準備を進めることができるように、同省とも連携して制度周知、広報、個別相談での必要な助言を通じて対象となる病院の支援に努めていきたい」と答弁した³⁵。なお、今後の指定対象の拡大について、厚生労働省は、「施行の状況等を十分勘案しながら検討したいと考えている」とした³⁶。

この点、参議院附帯決議では、「基幹インフラ事業として新たに医療分野を追加対象とするに当たり、経営基盤が弱い医療機関に対する財政面を含めた一層の支援の在り方を

³⁰ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第12号13頁（令8.6.2）

³¹ 支援対象となる物資と役務を所管する大臣が異なる場合があることを踏まえ、原一郎参考人（一般社団法人日本経済団体連合会常務理事）は、「企業が供給確保計画の認定を得るに当たっては、主務大臣及び相談窓口が異なることでいたずらに時間と手間を要することがないように、関係省庁間で十分に連携していただきたい」との見解を示した（第221回国会衆議院内閣委員会会議録第11号（令8.5.14））。

³² 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第12号（令8.5.15）

³³ 特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、医療の高度の安全の確保、高度の医療に関する研修並びに地域における医療の確保を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するものとされている。

³⁴ 第221回国会衆議院本会議録第16号12頁（令8.4.28）

³⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号5頁（令8.5.28）

³⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号6頁（令8.5.28）

検討すること。」とされた³⁷。

（４）先端的な重要技術の開発支援

ア 指定基金協議会を設置することができる基金の対象拡大に関する考え方

本改正案では、指定基金協議会³⁸を設置することができる基金について、①現行法に規定された５法人³⁹が設置する基金のほか、研究開発独立行政法人⁴⁰その他特別の法律により設立された法人が設置する基金に対象を拡大する、②現行法では特定重要技術の研究開発等を目的とする基金を対象としているが、これを拡大し、特定重要技術の研究開発等をその一部として行う基金も対象に追加することとしている。

まず、基金の設置主体となる法人について、指定の必要性が生じた際に都度法改正を行うのではなく、本改正案で対象を拡大する理由について、小野田大臣は、「経済安全保障は、国際情勢や技術環境の変化等に応じ、特に機動的かつ柔軟な対応が求められる政策分野であり、経済安全保障上重要な技術についても、経済社会の状況変化に伴い、既に設置されている基金を活用して研究開発等を実施する必要性が新たに生じる場合も想定される。こうした場合に、改めて法改正を行わずとも機動的かつ柔軟に協議会を活用した研究開発等に移行できるようにする必要があると考えている。このことから、本改正案においては、個別の基金に限定して規定するのではなく、一定のガバナンスが確保されている法人が設置する基金であることを前提に、指定基金協議会を設置できる基金の対象範囲を拡大することとしている」と答弁した⁴¹。

また、特殊法人や認可法人等の特別の法人にも対象を拡大する理由について、内閣府は、「本改正案の指定基金に関する改正の趣旨は、研究開発等の特性に応じ、指定基金設置法人の持つ技術的知見を一層幅広く活用できるようにし、特定重要技術の研究開発等の更なる促進につなげることである。こうした趣旨から、高い技術的知見を持つ法人に設置される基金が広く指定され得る仕組みとすることが期待される一方で、制度の適切な運用を図るといった観点から、一定のガバナンスが確保されている法人に設置される基金に限定することが必要であると考えており、本改正案においては、研究開発独立行政法人その他特別の法律により設置された法人が設置する基金のうちから指定すること

³⁷ 参議院附帯決議項目 7

³⁸ 経済安全保障推進法では、特定重要技術（将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの等）の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、国から必要な情報の提供を行うための制度として協議会制度を定めており、第63条では、内閣総理大臣が、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とする基金を指定基金として指定し、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、指定基金所管大臣と内閣総理大臣が共同して指定基金協議会を組織するものとしている。

³⁹ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（NARO）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の５法人。

⁴⁰ 独立行政法人のうち、研究開発等、研究開発等であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）別表第一に掲げられた35法人を指す。

⁴¹ 第221回国会参議院本会議録第16号（令8.5.27）

としている」と答弁した⁴²。

イ 基金の拡大に対する懸念

本改正が基金の歯止めのない拡大につながることへの懸念が示されたところ、小野田大臣は、「指定基金協議会を設置できる基金には、研究開発独立行政法人が設ける基金が含まれるが、実際に35の研究開発独立行政法人それぞれに基金を造成するためには、経済安全保障推進法とは別に各法人の設置法等に基金設置の根拠が必要となる。したがって、本改正案により新たな基金の設置が可能となるものではなく、また、予算措置の在り方を決めるものではない」とし⁴³、「実際に指定基金が設置される法人の数について予断を持って申し上げることは困難だが、指定基金の指定に当たっては、当該基金が特定重要技術の研究開発等を行うことが確かに予定されているかなどをしっかりと精査することとしており、無限定に指定されることは想定していない」と答弁した⁴⁴。

また、基金の対象拡大により、研究開発資金が分散することで研究開発の実効性が損なわれる懸念についても指摘されたところ、内閣府は、本改正の趣旨や、本改正が基金の新設等を行うものではないことから、「資金等が分散し、研究開発が薄まることは想定されず、御懸念には及ばない。なお、経済安全保障上重要な研究開発等に当たっては、社会実装を見据えた実装的な成果を生み出すといった観点が重視されている。適切な達成目標を設定し、必要な体制や資金等を確保した上で実施することは制度の趣旨に照らして当然であると考えており、この観点からしても、研究開発の実効性が損なわれることは想定していない」と答弁した⁴⁵。

この点、参議院附帯決議では「指定基金については、原則として特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用のための資金に限ることとし、それ以外の用途を含む基金の指定についてはこれらに関連するものに限定すること。」とされた⁴⁶。

(5) 重要な海外事業の促進

ア 特定海外事業の認定における透明性の確保

本改正案で創設することとしている特定海外事業⁴⁷の促進に関する制度では、事業者からの特定海外事業計画の申請を受け、主務大臣が認定を行うことにより、株式会社国

⁴² 第221回国会参議院内閣委員会会議録第12号7頁（令8.6.2）

⁴³ 第221回国会衆議院本会議録第16号10頁（令8.4.28）

⁴⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第12号（令8.5.15）

⁴⁵ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第14号14頁（令8.6.9）

⁴⁶ 参議院附帯決議項目8。なお、衆議院附帯決議項目5でも同旨の項目が付された。

⁴⁷ 海外において事業者が行う以下の事業をいう。

- ① 港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設・設備の整備、運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの
- ② 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設・設備のうち海外に設置されるものの整備、運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持、強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの
- ③ 特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設・設備の整備、運用を行う事業であって、当該整備、運用に当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

際協力銀行（以下「J B I C」という。）からの劣後出資等や、主務大臣からの情報提供・助言等の支援を受けることが可能となる。

特定海外事業計画の認定に当たり、恣意的な認定が行われる懸念について問われ、小野田大臣は「主務大臣の認定の際に、事業者から提供される情報のみで判断を行うのではなく、主務大臣はJ B I Cに対して情報提供を求めることができるとしており、J B I Cから提供された事業の実現可能性や収益性の評価に関する情報も活用しつつ、支援対象事業の選定を行うこととしている。加えて、主務大臣が支援対象事業の選定を行う際の基準については、経済安全保障推進法第85条の3第4項に対象事業の認定基準を明記しているほか、同法第85条の2において、基本指針を策定して、認定に関する基本的な事項を定めることとしており、当該指針の策定においては、有識者の意見やパブリックコメントも付した上で策定することを想定している。このように、政府としては、透明性を担保しつつ、利益相反等による選定事業の偏りが起きないガバナンスの仕組みをしっかりと構築した上で、個々の事業計画をしっかりと審査して認定していく」と答弁した⁴⁸。

イ 認定特定海外事業促進業務において損失が生じるリスク

本改正案によりJ B I Cが実施することが可能となる劣後出資等の認定特定海外事業促進業務では、J B I Cが実施する他の業務の経理（一般業務勘定、特別業務⁴⁹勘定）と区分して勘定を設けて整理しなければならないとしている（新勘定）。

特定海外事業に対する支援の方法として補助金の形式を採らず、J B I Cに新勘定を設けた上で、劣後出資等により支援することとした理由について問われ、内閣府は、「劣後出資等は、一定の条件の下で配当や返済の義務が事業者が生ずる手法であることから、渡し切りの補助金と比べて財政規律が働くこと、事業者が事業性を適切に精査するインセンティブが生まれ、モラルハザードの防止にも資するメリットがある」と答弁した⁵⁰。

また、どの程度までの損失リスクを許容するか等を問われ、内閣府は、「本制度は、我が国の経済安全保障上重要だが、採算性に不確実性があるため既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業について、国の支援を呼び水に民間企業の参画を得ることで、当該事業を実施可能とするものである。このため、そもそも国が支援したとしても、事業の立ち上げや事業の継続自体が見込めないような事業は支援の対象外である。加えて、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを支援の対象とすることも想定していない。個別事業においてどの程度の損失リスクが許容されるかはケース・バイ・ケースだが、国際協力銀行法⁵¹第13条第3項において、今回の認定特定海外事業に対する貸付金や出資金の額その他の条件について、勘定における損失額が資本金等の範囲内になるように定めるとしており、J B I Cから提供される情報等も踏まえ、

⁴⁸ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

⁴⁹ 特別業務では、期待収益は充分だがリスクを伴う海外インフラ事業向けの貸付け等を行っている。

⁵⁰ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

⁵¹ 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）

当該事業の経済安全保障上の重要性等とともに、総合的に勘案していく」とした⁵²。

さらに、損失が生じた場合の撤退基準を設けるべきではないかと問われ、小野田大臣は、「支援対象事業が計画どおりに進捗しているかは、認定特定事業者からの定期的かつ必要に応じた報告を受けることに加えて、J B I Cを通じた適時適切なモニタリングを実施した上で、必要に応じて早期に対応を取ることとしており、その中で、仮に損失が生じている場合には、必要な事項の報告や資料提出の求めにより状況の確認を行いながら、必要なフォローアップを行うことを想定している。特定の定量基準に基づく撤退基準を事前に設けることは難しいと考えているが、事業者が認定を受けた特定海外事業計画に従って事業を行っていない場合などには、当該計画の認定を取り消して撤退を図ることも可能であり、J B I Cや関係省庁と連携しながら、機を逸することなく適切に対処していきたい」とした⁵³。

ウ 劣後的政府貸付けの実施基準

本改正案では、政府がJ B I Cに対して劣後的政府貸付け⁵⁴を行う場合にあっては、債権の全部若しくは一部を免除し、又は通常の条件よりJ B I Cに有利な条件を付することができるとする規定が設けられている。

当該規定を設けた趣旨について、財務省は、「J B I Cの資本を強化する際には、従来、出資を活用してきたが、今回の法改正をきっかけとして、経済安全保障上重要な事業への支援のための資金需要が増大することが考えられる。これに対応するために、財政的な制約がある中で、資本増強の手段として劣後的政府貸付けも活用することを可能とする規定を盛り込んだ。その上で、経済安全保障上重要な事業は、その事業の採算性等に鑑みて、既存の一般業務勘定や特別業務勘定で実施することも想定されることを踏まえ、そうした事業への支援を適切に遂行するために、劣後的政府貸付けは、新たな勘定に限らず、既存の勘定も対象としたい」と述べた⁵⁵。

また、対象を新勘定に限定していないことを踏まえ、一般業務勘定や特別業務勘定に対する劣後的政府貸付けが認定特定海外事業促進業務に関連したものに限られるのか問われ、財務省は、「認定特定海外事業は、今般創設する新たな勘定において支援対象となる事業を示す概念であり、既存の勘定で支援する事業に対してこうした概念を用いることは困難である。その上で、一般業務勘定、特別業務勘定に対する劣後的政府貸付けの活用に当たり、経済安全保障上重要な事業を念頭に規模を算定することを想定しているが、その際には、政府として基本方針に示された目的⁵⁶に照らしつつ、厳格に精査して

⁵² 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

⁵³ 同上

⁵⁴ 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された政府の資金のJ B I Cに対する貸付けであって、J B I Cの自己資本の充実に資するものとして政令で定めるもの。

⁵⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

⁵⁶ 小野田大臣は、『『経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針』（令和4年9月30日閣議決定）では、経済安全保障施策の推進に際しては、自律性の確保、優位性、不可欠性の獲得、維持強化、国際秩序の維持強化という3つの目的の実現に取り組むこととしており、こうした目的を踏まえ、特定海外事業促進制度においては、経済安全保障上重要と考える事業を特定海外事業として明確に定めるとともに、基本指針において、認定に際して判断する内容の明確化を図ることとしている。他方、経済安全保障は、国際情勢や技術環境の変化に応じて脅威の様態が変化する分野でもあり、制度に応じた様々

まいりたい」と答弁した⁵⁷。

この点、参議院附帯決議では、「ＪＢＩＣの一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後の政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。」とされた⁵⁸。

エ 特定海外事業への中小企業の参画

特定海外事業において、大企業のみならず中小企業も参画できるよう支援する必要性を問われ、小野田大臣は「本制度は中小企業を対象外としておらず、中小企業と大企業の共同事業も含めて、様々な形での事業実施を可能とする予定である。海外事業は国内事業と比べて事業リスクが高い一方で、中小企業のみで得られる情報は限られるので、中小企業者は海外事業に参画しにくいといったことも想定される。本制度では、認定事業者に対し主務大臣やＪＢＩＣが情報の提供や助言等を行うことも可能としており、経済安全保障上重要な海外事業に携わる中小企業にもこうした制度を活用していただけたらと思っている」と答弁した⁵⁹。

この点、参議院附帯決議では、「特定海外事業の促進に関する制度については、基本指針において、支援対象となる事業の考え方とともに、中小企業やスタートアップを含む多様な主体に対して支援できる枠組みであることをできる限り分かりやすく示すこと。」とされた⁶⁰。

オ ＪＢＩＣの体制強化の必要性

特定海外事業の促進制度で新たな支援を実施することとなるＪＢＩＣについて、人材の確保等の体制強化等が必要ではないかとの指摘がなされた。これに対して高橋財務大臣政務官は、「これまで政府としては、日米戦略的投資イニシアティブ⁶¹の合意等を受け、ＪＢＩＣにおける定員の増加や資本の増強を措置してきたところであり、またＪＢＩＣにおいては、新たに日米戦略投融资部門を設立したところである。これに加え、本改正案成立後には、認定特定海外事業について、審査やモニタリングを含めた着実な運用が可能となるよう、必要な組織体制や予算の確保に取り組んでいく。海外事業に精通した専門人材の確保、育成は大変重要な課題であり、ＪＢＩＣにおいては、民間金融機関への出向や専門人材の中途採用、さらには実務経験を通じた人材育成により、専門性の向上に取り組んでいると承知しており、政府としても、ＪＢＩＣが拡大する業務に的確に対応できる人材基盤を確保できるよう、取組を後押ししていく」と答弁した⁶²。

この点、参議院附帯決議では、「認定特定海外事業促進業務について、その実施によっ

なアプローチがあり得ると考えている」としている(第221回国会衆議院内閣委員会議録第12号(令8.5.15))。

⁵⁷ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第12号(令8.5.15)

⁵⁸ 参議院附帯決議項目9。なお、衆議院附帯決議項目6でも同旨の項目が付された。

⁵⁹ 第221回国会参議院内閣委員会議録第11号12頁(令8.5.28)

⁶⁰ 参議院附帯決議項目9

⁶¹ 令和7年9月、日本が半導体や医薬品、エネルギー等の分野において、5,500億ドルを米国に投資することを内容とする投資イニシアティブに関する了解覚書が取り交わされたことを受け、ＪＢＩＣに「日本戦略投資ファシリティ」を創設し、経済・国家安全保障上の重要分野における日本企業の海外展開等を支援する等の対応が取られた。

⁶² 第221回国会参議院内閣委員会議録第11号12頁(令8.5.28)

てJ B I Cの現行業務の財務の健全性に悪影響を及ぼすことがないようにするとともに、J B I Cが審査やモニタリングを含めて着実に実施できるよう、海外事業に精通した人材の確保、育成等を含めた組織体制の強化及び財政面で必要な支援に取り組むこと。」とされた⁶³。

(6) 総合的な経済安全保障シンクタンク

ア シンクタンクにおける人材確保

本改正案では、内閣官房を司令塔とし、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を集結して総合的な調査研究・政策提言を行う業務を独立行政法人経済産業研究所（以下「RIETI」という。）に追加し、RIETIに総合的な経済安全保障シンクタンク機能を構築することとしている。

シンクタンクの規模や人材確保の必要性について問われ、内閣府は、「現時点で具体的に申し上げることは難しいが、シンクタンクの規模については、その役割を果たすために十分な人員体制を産学官から人材を募り確保していきたい。有識者会議において、人材の育成、確保について提言をいただいたことを受け、調査研究を行う人材とマネジメントを担う人材の双方を採用、配置すること、適切な給与水準、処遇を検討すること、諸外国の著名なシンクタンクと積極的に協働し、先進的な調査研究の知見を学ぶことなどを通じ、経済安全保障に関して調査研究、政策提言を将来的にリードする人材を輩出するような組織を目指していきたい」と答弁し⁶⁴、優秀な人材の参画を得るための処遇の在り方について、小野田大臣は、「今具体的な水準を申し上げることはできないが、有識者会議の提言も踏まえて、どのような処遇が適切かについて今後早急に検討を行い、産学官からの優秀な人材が確保できるように取組を進めてまいりたい」と答弁した⁶⁵。

イ 重要技術戦略研究所（仮称）との統合

経済安全保障分野におけるシンクタンク機能については、令和3年3月に閣議決定された第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、令和8年度のシンクタンク（重要技術戦略研究所（仮称））の設立を目指して準備が進められている。こうした中、本改正案では、総合的な経済安全保障シンクタンク機能をRIETIに創設することとしており、重要技術戦略研究所（仮称）と併存させることとしている。

この点について、有識者会議の提言では、「経済安全保障推進法に根拠を置くシンクタンクは、重要技術戦略研究所（仮称）と緊密に連携することが重要である。その上で、人材・資金を最大限有効活用するべく、近い将来統合すべきである」とされており、本改正案の審査においても業務の重複に伴う弊害等を踏まえ、2つのシンクタンクを設ける必要性等について質疑があった。これに対して、小野田大臣は、「総合的な経済安全保障シンクタンクは独立行政法人内に設置される公的機関であり、政府の要請への即応も含め、外交、情報、防衛、経済、技術の専門性を有する調査研究を実施し、政策提言を

⁶³ 参議院附帯決議項目11

⁶⁴ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第12号13頁（令8.6.2）

⁶⁵ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第12号（令8.5.15）

行うものである。一方、重要技術戦略研究所は一般財団法人として設立される民間機関であり、技術に特化し、アカデミアも巻き込む形で産学官連携による科学技術戦略の推進等に加え、大学と連携した人材育成を行うことが期待されている。このように、2つのシンクタンクは役割や組織体制、調査研究対象が異なることから、まず、各シンクタンクがそれぞれの役割に基づいて設立され、活動を進めていくことに経済安全保障上の意義があると考えており、その上で、有識者会議の提言を踏まえ、独立行政法人と民間機関という各シンクタンクの役割に適した組織体制の違いや、経済安全保障へのアカデミアの関与といった論点も念頭に、各シンクタンク設立後の活動状況を見つつ、統合の在り方について検討を進めていきたい。具体的な統合の年次について、両機関の活動や成果等も踏まえて判断する必要があるから、現時点でお示しすることは難しいが、早急に検討を進めてまいりたい」と答弁した⁶⁶。

この点、参議院附帯決議では、「内閣府が設立準備を行っている重要技術戦略研究所（仮称）に加え、総合的な経済安全保障シンクタンク機能を独立行政法人経済産業研究所に創設するに当たっては、両機関が併存することに伴う調査研究対象の重複や人材、資金面における非効率性が生じないように十分配慮すること。なお、経済安全保障法制に関する有識者会議の提言において、両機関は、近い将来統合すべきとされたことを重く受け止め、その趣旨が生かされるよう、統合について早急に検討を進めること。」とされた⁶⁷。

（７）官民協議会

ア 官民協議会で扱うことが想定されるテーマ

本改正案では、官民の関係者が参画して、経済安全保障を確保するための対策等について協議を行う官民協議会を創設することとしている。

官民協議会で扱うことが想定されるテーマについて、内閣府は、「経済安全保障上の幅広い課題について、その時々的情勢等を踏まえつつ、官民で情報共有や対策の協議を行うべきテーマを設定し、必要な産官学の関係者の参画を得て議論を行うこととしている。現段階でいかなる情報を共有するか一概に申し上げることは困難だが、例えば、政府からは、安全保障上の脅威、リスク、その背景にある各国の動向、民間企業等からは、このような脅威、リスクを踏まえて、自社や業界の置かれている具体的な状況や課題認識、対応方針などを経済安全保障上の課題への対策を講じていく上で重要な、必要となる情報を共有することが想定されている」と答弁した⁶⁸。その上で、企業秘密等の開示が強要される懸念や情報の取扱いについては、「競合他社に共有することで競争上の不利益となることが見込まれるなど、正当な理由が認められる場合は、求めに応じないことも可能であり、民間企業に強制的に情報共有を求めるものではない。官民協議会が所要の機能を発揮するには、民間企業等の構成員から有用な情報を提供していただくことが重要

⁶⁶ 第221回国会参議院内閣委員会会議録第11号12～13頁（令8.5.28）

⁶⁷ 参議院附帯決議項目12

⁶⁸ 第221回国会衆議院内閣委員会会議録第10号（令8.5.13）

であると考えており、参加者間の情報共有の在り方については、今後、民間企業等の意見も伺いつつ、丁寧に検討していきたい」とした⁶⁹。

また、官民協議会において、重要経済安保情報保護活用法⁷⁰に基づくセキュリティクリアランス制度を活用するのか問われ、小野田大臣は、「政府から提供する情報の中には、機密性の高い情報も含まれ得ることが想定される。その場合には、必要に応じて同制度も活用し、当該情報を取り扱うことが見込まれる者に必要な適性評価を実施することもある」と答弁した^{71、72}。

イ 官民協議会に参加する民間事業者の負担軽減

サイバー対処能力強化法に基づく官民協議会で扱う内容との重複等を踏まえ、本改正案に基づく官民協議会に参加する民間事業者の負担軽減を図る必要性について問われ、小野田大臣は、「官民協議会の構成員には、必要に応じて資料の提供等の協力や情報の適正管理等を求めることとなっているが、事業者が望まないにもかかわらず構成員となることがないように、官民協議会の構成員となることについて、あらかじめ同意を得た者に限ることとしている。また、官民協議会は具体的にどのように運営するかについては、サイバー対処能力強化法に基づく協議会とも緊密に連携し、参画する事業者の負担にも留意しながら、今後、専門家や事業者等の意見を伺いつつ丁寧に検討し、懸念の払拭に努めていく」と答弁した⁷³。また、参加する民間事業者がメリットを感じられる仕組み等の必要性について問われ、小野田大臣は、「民間企業のメリットとして、例えば、政府から経済安全保障上の脅威、リスクやその背景にある各国の動向等の情報の提供を受けることができること、協議を通じ、学識経験者を含むほかの参加者から専門的な知識や新たな視座を得ることができること、また、これらを通じ、経済安全保障上の脅威やリスクに対して迅速かつ適切な対策を講じることができるようになることなどが挙げられる。こうしたメリットを構成員たる民間企業等に感じてもらい、積極的に官民協議会に参画していただけるよう、官民協議会の詳細な運用方針については、今後、民間企業等の御意見をしっかり伺いながら丁寧に検討していきたい」と答弁した^{74、75}。

⁶⁹ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第10号（令8.5.13）

⁷⁰ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）

⁷¹ 第221回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第1号（令8.5.14）

⁷² この点について、白石和泰参考人（TMI総合法律事務所パートナー弁護士、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授）は、「法制化された官民協議会の枠組みにおいて、セキュリティクリアランスを実際に機能させ、情報共有の実績を積み重ねることは、我が国における同制度の運用実績を定着させ、その有用性を実証していく上でも重要な一歩となる」との見解を示した（第221回国会参議院内閣委員会会議録第13号3頁（令8.6.4））。

⁷³ 第221回国会参議院本会議録第16号（令8.5.27）

⁷⁴ 第221回国会衆議院内閣委員会議録第12号（令8.5.15）

⁷⁵ なお、本改正案による総合的な経済安全保障シンクタンクと官民協議会の設置について、鈴木一人参考人（国際文化会館地経学研究所長）は、「極めて適切なものだと感じているが、必ずしも完全なものとは思っていない」と述べ、「官民協議会の設置に関する条項の中に『未然に防止する』とあるが、ホルムズ海峡を取り巻く問題などを考えると事前に予想できるようなことではなく、突発的に起こる事象がサプライチェーンの寸断には必ずつきまとう。したがって、未然に防止するという考え方では必ずしも十分な対応が取れない可能性がある」との見解を示した（第221回国会衆議院内閣委員会議録第11号（令8.5.14））。

4. おわりに

本改正案の成立後、令和8年7月24日に開催された有識者会議では、政府が策定する基本指針の案が示されるなど、本格的な施行に向けた準備が進められている。

本改正案の質疑で、参考人からは、「重要なのは、この法律の実効性を確保することであり、経済安全保障推進法に関する一連の法制度は、それぞれの対象領域を適切に分担しながら、規制の重複や空白部分を生じさせることなく相互に補完し合うようになっていることが必要だ」との見解が示された⁷⁶。今後の経済安全保障分野での法改正が見込まれる動きとして、令和8年1月の提言で検討課題とされたデータセキュリティについて、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（同年7月21日閣議決定）では、「安全保障上重要な個人機微データの防護に関する法案の早期提出を目指すとともに、データセンター・クラウドの安全性等を確保するために必要な措置を講ずる」とされた。加えて、同基本方針では、「経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、償還財源の裏付けのある『つなぎ国債』の発行により、特別会計において別枠管理する」ことが示されており、引き続き、経済安全保障政策に関する活発な議論が行われることが見込まれる。

（おかだ ともあき）

⁷⁶ 渡井理佳子参考人（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）の見解（第221回国会参議院内閣委員会会議録第13号4頁（令8.6.4））。